

電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金交付要領

制定 令和8(2026)年2月9日 生振第751号

(趣旨)

第1条 県の交付する電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、その交付率、交付の相手方、及び補助対象金額は次の表及び別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率	交付の相手方
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気代の高騰により生産活動に影響を受ける施設園芸農家に対し、電気代高騰分の助成を行う。	通年で電気式ヒートポンプを使用する施設園芸生産者(※)の電気料金の価格高騰相当分。 ただし、その他の用に供した電気料と請求書等により区分できない場合には対象としない。 対象期間は、令和7(2025)年4月使用分から令和8(2026)年3月使用分までとし、交付額の基準は、令和3年度同期間の電気料金とする。 (※)令和3年度及び令和7年度において各年度9か月以上の使用実績のある生産者を交付対象とする。	1/2以内	施設園芸生産者

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	1 様式1 2 様式2	1 1	知事が別に定める日

2 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率

を乗じて得た金額の合計額に乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請するものとする。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第5条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更又は解散

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式3)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	様式4	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	1 様式1 2 様式2	1 1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1 1	知事が別に定める日

(補助金の交付の特例)

第10条 規則第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金	電気料金高騰対応施設園芸生産支援事業費補助金概算払請求書	概算払請求様式	1	1 交付決定通知書の写し 2 状況報告書	1 1	知事が別に定める日

(帳簿及び証拠書類の保管)

第11条 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項について、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7(2025)年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和9(2027)年3月31日をもって、その効力を失う。

別表1

補助対象金額	交付対象者ごとに以下の方法により算出。 算出された電気料高騰金額の2分の1を補助金交付申請額とする。 電気料高騰金額＝ 「令和7年4月から令和8年3月(使用分)の電気料合計(円)」 － 「令和3年4月から令和4年3月(使用分)の電気料合計(円)」
--------	---

別表2 必要書類

1 電気式ヒートポンプを令和3年度以前から使用していることが確認できる書類 (例：電気式ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
2 電気料金証拠書類 令和3年4月から令和4年3月、令和7年4月から令和8年3月の生産にかかった電気料金が分かる書類(電力会社発行の領収書の写し 等)
3 出荷実績が分かる書類 (例：対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票の写し 等)